

OCOの基準に対する措置について

認証業者の報告義務のフォロー

目的

認証業者に以下の状況が想定される場合は、事前に状況報告を請求することが出来る。

- ・認証の要求事項に不適合が発生すると想定される場合。
- ・第三者による通報にて行う臨時確認審査に対し、協力しない状況が想定される場合。



通知方法

OCOは、認証業者に対しメール、FAX又は郵送の通知をもって報告をもとめる。



認証業者の報告

OCOの質問に対し、通知期間内（発行日から7日以内）に報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合は、格付製品の出荷停止及び格付停止を請求できるものとする。



停止方法

報告の意思を再確認する為、1回目の通知（FAX又は郵送）を行う。2回目の通知（FAX又は郵送）にも応じない場合、3回目には、格付製品の出荷停止及び格付業務の停止を請求し、格付製品の出荷停止及び格付業務を停止させる旨を通知する。

通知期限内に報告せず、若しくは虚偽の報告をした場合、OCOは、格付製品の出荷停止及び格付業務を停止させ、当該農林物資の停止期間を公表する。



認証事業者への立入検査

停止後、通知期間内（発行日から7日以内）に報告なく、格付製品の出荷及び格付業務の停止に従わず、妨げ又は忌避した場合は、並びに臨時確認審査手数料を請求し、臨時確認審査手数料を2週間以内に支払わず審査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、OCOは認証の取消を業者に対し請求する。



取消方法

格付製品の出荷及び格付業務の停止に従わず、また、当該指導にも従わず、虚偽の報告をし、審査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、認証取消を請求し、OCOは認証を取消す。認証取消をしようとするときは、その一週間前に認証業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与する。取消しを行なった場合は、認証書の返還を請求し、農林水産大臣に認証の取消しの報告を行い、取消しする日から一年を経過する日までの間は公表する。

標準通知期間は7日間単位とする。

年次審査手数料等の支払いについて

年次審査手数料等の請求書送付



指定日までに入金確認ができない場合は、受審の意志確認のため、1回目の督促（電話・FAX又は郵送）を行う。



1回目の督促でも入金確認ができない場合は、2回目の督促（FAX又は郵送）及び3回目には、OCOは格付商品の出荷停止及び格付業務の停止を請求し、停止させる旨を通知する。
督促中に認証業者から、支払う旨の報告が文書で提出された場合は、取決めた支払日までは標準督促期間を停止するが、審査の場合の最長停止期限は、認証業務規程で定める範囲内とし、臨時確認審査の場合は、2回目の期限日から14日目を最長停止期限とする。



取決めた支払日にOCOが入金確認ができない場合は、翌日を持って格付商品の出荷停止及び格付業務の停止を請求し、OCOは格付商品の出荷及び格付業務を停止させ、JASは農林水産大臣に報告し、当該農林物資の停止の期間は公表する。



格付商品の出荷及び格付業務の停止に従わず、虚偽の報告をし、審査を拒み、妨げ又は忌避した場合は、認証の取消しを請求し、OCOは認証を取消す。



認証取消しをしようとするときは、その一週間前に認証業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与する。取消しを行なった場合は、認証証の返還を請求し、認証の取消しの報告を行い、取消しする日から一年を経過する日までの間は公表する。

標準督促期間は7日間単位とする。

その他

JAS法施行規則 第46条に規定する内容に準拠した方法での対応

内部規程に標記

OCO認証申請者は、以上の内容を、内部規程などの条分に記載しなければならない。